



青森県報

号外第百八号

平成十三年十二月十八日(火曜日)

目 次

訓 令

(設置)

自治体病院機能再編成推進チーム設置規程

○自治体病院機能再編成推進チーム設置規程……………(人事課)：一

○青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓

令……………(消防防災課)：二

人事委員会

○人事委員会規則七一六七(管理職手当)の一部を改正する

規則……………(職員課)：三

○人事委員会規則一四一〇(県職員に係る管理職員等の範囲

を定める規則)の一部を改正する規則……………(管理課)：三

訓 令

第一条 健康福祉部に自治体病院機能再編成推進チーム(以下「推進チーム」という。)を置く。

(所掌事務)

(推進チームの職等)

第二条 推進チームは、自治体病院の機能再編成の推進に関する事務を所掌する。

第三条 推進チームにチームリーダー及び自治体病院機能再編成推進監を置く。

2 チームリーダーは、上司の命を受け、推進チームの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 自治体病院機能再編成推進監は、自治体病院の機能再編成の推進に関する企画及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。

第四条 推進チームに必要に応じ総括主幹、主幹、総括主査、主査及びその他の職員を置く。

5 総括主幹は、上司の命を受け、推進チームの所掌事務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。

6 総括主査は、上司の命を受け、特に重要な事務を処理する。

4 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

5 その他の職員は、上司の命を受け、推進チームの事務に従事する。

(推進チームの担当次長)

自治体病院機能再編成推進チーム設置規程を次のように定める。

平成十三年十二月十八日

各出先機関

青森県訓令甲第四十七号

佐し、推進チームに係る事務を整理する。
(事務の専決及び代決)

第六条 推進チームの所掌事務の専決については、青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)を準用する。この場合において、同規程第一条第七号中「第二十五条の二の三に規定する課長」とあるのは「第二十五条の二の三に規定する課長並びに自治体病院機能再編成推進チームリーダー」と、同条第八号中「第二十五条の四に規定する課長補佐」とあるのは「第二十五条の四に規定する課長補佐並びに自治体病院機能再編成推進チームリーダー」と読み替えるものとする。

2 推進チームの所掌事務の代決については、青森県事務専決代決規程を準用する。

この場合において、同規程第二条第七号中「第二十五条の二の三に規定する課長」とあるのは「第二十五条の二の三に規定する課長並びに自治体病院機能再編成推進チームリーダー」と、同規程第十二条第三項中「工事検査室長」とあるのは「自治体病院機能再編成推進チームリーダー」と読み替えるものとする。

附 則

1 (施行期日)

この訓令は、公表の日から施行する。

(青森県職員服務規程の一部改正)

2 青森県職員服務規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項及び第一項中「公社等改革推進チーム」の下に「健康福祉部自治体病院機能再編成推進チーム」を加える。

3 青森県職員安全衛生管理規程(昭和五十一年四月青森県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

(青森県職員安全衛生管理規程の一部改正)
第二条第一号中「公社等改革推進チーム」の下に「自治体病院機能再編成推進チーム」を加える。

(青森県文書取扱規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

4 青森県文書取扱規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「公社等改革推進チーム」の下に「自治体病院機能再編成推進チーム」を加える。

別表第一中 「障 壁 痘 福祉 課 青 痘」
に改める。

障	壁	痘	福	祉	課	青	痘
自治体病院機能再編成推進チーム	青白機						

青森県訓令甲第四十八号

「 庁 中 一 般
各 出 先 機 関 」

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十三年十二月十八日

青森県知事 木 村 守 男

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程(昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

障 壁 痘 福 祷 班	障 壁 痘 福 祷 課 長
自治体病院機能再編成推進班	自治体病院機能再編成推進チームリーダー

に改める。

第三条障害福祉班の項の次に次のように加える。
自治体病院機能再編成推進班

一 他の班の実施事項の応援に關すること。

附 則
この訓令は、公表の日から施行する。

人事委員会

人事委員会規則七一六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十一月十八日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則七一六七（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。
別表の知事の事務部局の項中

「人事委員会の定めるところによるも」を
「人事委員会の定めるところによるも」に、

「本庁課長」を
「チーフリーダー」に

「人事委員会の定めるところによるも」を
「職務の級行政職給料表十級のものに」に、

「本庁課長」を
「チーフリーダー」に

「医療指導監」を 「医療指導監」
「医療指導監」を 「自治体病院機能再編成推進監」

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を
改正する規則をここに公布する。

平成十三年十一月十八日

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を
改正する規則

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を
改正する規則

別表第一号の表知事部局の項中「次長」の下に「チーフリーダー」を加え、「チーフリーダー、副参事」を「副参事」に改め、同表備考第一項中「並びにあおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程（平成十三年十一月青森県訓令甲第四十五号）第一条」を「、あおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程（平成十三年十一月青森県訓令甲第四十五号）第一条並びに自治体病院機能再編成推進チーム設置規程（平成十三年十一月青森県訓令甲第四十七号）第一条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県人事委員会委員長 増田孝介